

参考様式第30及び参考様式第33の別添3
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D - 23 - 5 - 8																					
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業																					
細要素事業名	埋蔵文化財収蔵棚等設置事業																					
全体事業費	4,440千円 (3,552千円) ※全体12,000千円を出土量に応じ3事業で按分し本事業の割合は37%となる																					
<p>【事業概要、基幹事業との関連性】 東北地方太平洋沖地震・大津波により甚大な被害を受けた釜石市では、基幹事業を実施し、大石地区にある屋形遺跡から平成25年度以降、多量の遺物が出土した。出土した遺物については文化財として事業者である市が適切に保存・管理する必要があるが、市の文化財収蔵施設は許容量を大幅に超え、復興に伴い出土した遺物を適切に保管する施設がないことから、会議室や更衣室、既存収蔵庫の通路等に仮置きしつつ、新たな収蔵施設の確保が課題となっていた。今般、使用しなくなった幼稚園の園舎を収蔵庫として利用することとしたため、必要な整備を実施するもの。</p> <p>なお、今回の埋蔵文化財発掘調査の基幹事業は主に、防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業により発掘された文化財であり、基幹事業が混在することから、収蔵棚の設置にあたっては、それぞれの効果促進事業毎に按分することとし、本紙は復興地域づくり加速化事業（基幹事業；<u>防災集団移転促進事業</u>）分について提出するものである。</p> <p>■事業費の按分について 総事業費及び按分される費用、割合は次のとおりとなる。</p> <p>【総事業費】 12,000千円</p> <p>【按分する事業及び金額（割合）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市街地復興効果促進事業 6,600千円 (55%) <ul style="list-style-type: none"> 基幹事業→<u>防災集団移転促進事業 4,440千円 (37%)</u> 都市再生区画整理事業 2,160千円 (18%) ●漁業集落復興効果促進事業 5,400千円 (45%) <ul style="list-style-type: none"> 基幹事業→漁業集落防災機能強化事業 (45%) <p>■全体の業務内容 旧小川幼稚園の一部を埋蔵文化財を保管する施設に改修するため、修繕及び収蔵棚設置工事を行う。</p> <table border="0"> <tr> <td>1) 倉庫床修繕</td> <td>収蔵物の耐荷重に耐えるよう床の修繕を行う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 設備工事</td> <td>収蔵物を効率よく収納するため既存設備の撤去を行う</td> <td>1,540千円</td> </tr> <tr> <td>3) 棚設置工事</td> <td>電気設備の復旧及び換気扇、監視カメラの設置を行う</td> <td>396千円</td> </tr> <tr> <td>4) 遺物運搬</td> <td>収蔵棚の設置工事を行う</td> <td>8,775千円</td> </tr> <tr> <td>5) 遺物運搬</td> <td>現在の仮置場から遺物等を運搬する</td> <td>692千円</td> </tr> <tr> <td>5) 消耗品費</td> <td>固定バンド等購入費</td> <td>597千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>12,000千円</td> </tr> </table> <p>■実施期間 令和2年11月から令和3年2月</p> <p>■収蔵物の取扱い 発掘調査で出土した遺物は文化財保護法第102条第2項の規定により文化財認定を受けている。また、「出土品の取扱いについて」（平成9年8月13日付庁保記第182号文化庁次長通知）により、当市においても出土遺物を適切に保存した上で、広く公開し、活用する。</p>		1) 倉庫床修繕	収蔵物の耐荷重に耐えるよう床の修繕を行う		2) 設備工事	収蔵物を効率よく収納するため既存設備の撤去を行う	1,540千円	3) 棚設置工事	電気設備の復旧及び換気扇、監視カメラの設置を行う	396千円	4) 遺物運搬	収蔵棚の設置工事を行う	8,775千円	5) 遺物運搬	現在の仮置場から遺物等を運搬する	692千円	5) 消耗品費	固定バンド等購入費	597千円	合 計		12,000千円
1) 倉庫床修繕	収蔵物の耐荷重に耐えるよう床の修繕を行う																					
2) 設備工事	収蔵物を効率よく収納するため既存設備の撤去を行う	1,540千円																				
3) 棚設置工事	電気設備の復旧及び換気扇、監視カメラの設置を行う	396千円																				
4) 遺物運搬	収蔵棚の設置工事を行う	8,775千円																				
5) 遺物運搬	現在の仮置場から遺物等を運搬する	692千円																				
5) 消耗品費	固定バンド等購入費	597千円																				
合 計		12,000千円																				

参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D - 23 - 12 - 6				
要綱上の事業名称	(19) 被災者へのコミュニティ活動支援事業				
細要素事業名	集会所備品整備事業（両石地区）				
全体事業費	2,070千円（うち、今回申請2,070千円）				
<p>1 事業の目的</p> <p>コミュニティ活動の拠点となる集会所の供用開始に向け、必要不可欠な備品の整備を行う。</p> <p>2 整備内容と事業費の内訳</p> <p>整備する備品及び費用は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>R2(今回申請)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>折りたたみ式会議用テーブル 折りたたみ式和机 折りたたみイス テーブル用台車 椅子用台車 カーテン一式 座布団 ホワイトボード ガスコンロ 傘立て</td> <td>2,070千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業のスケジュール</p> <p>令和2年12月～令和3年3月</p> <p>4 基幹事業との関連性</p> <p>集団移転した住民等のコミュニティ活動の場として整備した、集会所の使用に不可欠な備品を整備することにより、住民相互の交流促進が図られる。</p>		品 目	R2(今回申請)	折りたたみ式会議用テーブル 折りたたみ式和机 折りたたみイス テーブル用台車 椅子用台車 カーテン一式 座布団 ホワイトボード ガスコンロ 傘立て	2,070千円
品 目	R2(今回申請)				
折りたたみ式会議用テーブル 折りたたみ式和机 折りたたみイス テーブル用台車 椅子用台車 カーテン一式 座布団 ホワイトボード ガスコンロ 傘立て	2,070千円				

※ この様式は、原則として、参考様式第 2 0 及び参考様式第 2 3 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。